

特定非営利活動法人女性技術士の会定款変更履歴

1	この定款は、2008年6月 1日から施行する。
2	この定款は、2011年1月17日から施行する。

特定非営利活動法人女性技術士の会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人女性技術士の会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区高輪2丁目16番49-601号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、広く一般市民を対象として、科学技術発展のための普及啓発事業を行い市民生活の中に科学技術を浸透させ、子供たちが科学技術に親しむ機会を増やす、女性技術者・科学者の育成や、女性が技術者・科学者として社会に進出するための支援を行い、科学技術をとおして男女共同参画社会を構築する、海外の女性技術者・科学者との交流をとおして働く女性に共通する諸問題の調査、研究を行う、さらに、子育てや介護、自身の生活とのバランスのとれたライフスタイルに基づく新たなまちづくりを目指すことにより、科学技術の振興と発展に根ざした豊かな社会環境の整備の実現に貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 科学技術の振興を図る活動
- (2) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (3) 国際協力の活動
- (4) まちづくりの推進を図る活動
- (5) 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。

- (1) 科学技術発展のための普及啓発事業
 - ① 講演会、セミナー、シンポジウム、見学会等の実施
 - ② 科学技術に係わる人材育成
 - ③ 科学技術に関する書籍、冊子等の発行

- (2)男女共同参画社会形成のための女性の職域に関する普及啓発事業
 - ①高校生、大学生に向けた、女性の職域拡大・キャリア形成の情報提供
 - ②女性の科学技術系職域に関する冊子等の発行
- (3)国際会議における交流事業
 - ①国際組織・国際会議の運営参画
 - ②国際組織・国際会議への情報提供、人材派遣等
- (4)「仕事と生活の調和」を目指した社会的基盤整備啓発事業
 - ①「仕事と生活の調和」を目指したまちづくりに関する講演会、シンポジウム等の実施
 - ②「仕事と生活の調和」を目指したまちづくりに関する研究及び関連冊子の発行
- (5)その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1)正会員 この法人の目的に賛同して入会し、その活動を行う個人及び団体
- (2)協力会員 この法人の目的に賛同して入会し、その活動に参加できる個人及び団体
- (3)賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助するために入会した個人及び団体

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込方法により理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は第2項のものを入会を認めない時は、速やかに理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。

(会 費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1)退会届の提出をしたとき。
- (2)本人が死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(3)継続して2年以上会費を滞納したとき。

(4)除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届提出方法により、理事長に退会を届け、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合は、総会の議決により、これを除名することができる。

(1)この法人の定款に違反したとき

(2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1)理事 3人以上6人以内

(2)監事 1人以上2人以内

2 理事のうち、1人を理事長、1人以上2人以内を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事は正会員の中から理事会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員ならびにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当するものは、この法人の役員になることができない。

5 監事は、総会において選任し、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職 務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序に従い、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1)理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2)この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3)前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4)前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5)理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事にあつては、前項の規定にかかわらず、後任の監事が選任されていない場合、その任期は、任期の末日後最初に開催された総会の終結の時までとする。
- 3 補欠又は増員により就任した役員の任期は、前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 理事は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、理事は理事会の議決により、監事は総会の議決により、これを解任することができる。

- (1)心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
 - (2)職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
- 2 前項の規定により役員を除名しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第4章 総会

(種別)

第20条 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1)定款の変更
- (2)解散及び合併
- (3)会員の除名
- (4)事業報告及び収支決算
- (5)監事の選任又は解任
- (6)役員職務
- (7)会費の額
- (8)解散における残余財産の帰属
- (9)その他、運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1)理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2)正会員総数の3分の1以上のものから会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3)第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号に定める場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合は、正会員に対し、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(議 決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする。

ただし、議長が緊急と認める場合で、出席正会員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の出席正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員数

(3) 総会に出席した正会員の数（書面若しくは電磁的方法による表決者及び表決委任者を含む）。

(4) 審議事項

(5) 議事の経過の概要及び議決の結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、以下の事項について議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めるとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上のものから理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集する場合は、理事に対し、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法により表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、

理事会に出席したものとみなす。

- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること）。
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び理事会において選任された議事録署名人2名が記名押印又は署名しなければならない。

第6章 資 産

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は理事会が別に定める。

(経費の支弁)

第41条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

第7章 会 計

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければ

ばならない。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会の議決を得なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第47条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第48条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び収支決算)

第49条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上、剰余金を生じたときには、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更及び解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとする場合は、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の軽微な事項を除き、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1)主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）
- (2)資産に関する事項
- (3)公告の方法

(解 散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1)総会の決議
- (2)目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3)正会員の欠亡
- (4)合併
- (5)破産手続開始の決定
- (6)所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の処分)

第53条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合 併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所管庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の事務所の掲示場及びホームページに掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 事務局

(事務局の設置)

第56条 この法人に、この法人の事務を処理するため事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第57条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第58条 事務局の組織及び運営に必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第11章 雑 則 (細則)

(雑 則)

第59条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。

理事長 氷上 澄子

副理事長 酒井 一江

理事 岩熊 眞起 (事務局長)

理事 角田 ふで子

理事 石田 佳子

監事 岩熊 敏夫

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2008年5月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第44条の規定にかかわらず、成立の日から2008年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員 個人：3,000円 団体：10,000円

協力会員 個人：2,000円 団体：10,000円

賛助会員 個人：一口 2,000円 (一口以上)

団体：一口 10,000円 (一口以上)